

平成 21 年 8 月 11 日

各 位

臨海部広域斎場組合

管理者 松原忠義

葬儀式場 2 室同時使用の制限について

平素より、臨海斎場の運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、大田区平和の森会館が改修工事のため休館することとなり、当斎場の葬儀式施設の申し込みが増加することが予想されます。

当斎場の葬儀式場は、ほぼ毎日満室の状態が続いているため、できる限り多くの方々にご利用いただけるよう、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、当斎場掲示板、ホームページ (<http://www.rinkaisaijo.or.jp/>) でもお知らせします。

1 内 容

原則として、葬儀式場の 2 室同時使用はできないこととします。

大規模な葬儀が予想される場合には、あらかじめご相談ください。

2 期 間

平成 21 年 8 月 16 日（通夜）から平成 22 年 3 月 31 日（通夜）まで

（問い合わせ先）臨海斎場受付 5755-2833

平成 21 年 11 月 12 日

各位

臨海部広域斎場組合
管理者 松原忠義

使用料の減額、免除の適用範囲の改定について

平素より臨海斎場の運営にご協力をいただきありがとうございます。

当斎場では使用料の減額、免除について適用範囲を下記のとおり改めましたのでお知らせします。ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。また、使用承認後に条例で定める場合以外は、使用料の還付は行いませんのでご注意ください。

なお、当斎場掲示板及びホームページ (<http://www.rinkaisaijo.or.jp/>) でもお知らせします。

記

1 減額対象者及び必要書類

減免適用対象となるのは下の左欄に該当し、かつ、同行右欄の規定が適用される方 適用規定：臨海斎場条例施行条例第 7 条第 1 項		減免申請に必要な証明書 (組織区が発行するもの)
組織区が執行する行旅死亡人の火葬、葬儀、柩保管の場合	第 1 号 組織区が執行する行旅死亡人の火葬のとき。	火葬依頼書 又は 組織区が公費で行う旨の証明書
死亡時に組織区の区域内に住所を有していた者の火葬、葬儀、柩保管を行う場合	第 2 号 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき。	生活保護受給証明書
火葬又は葬儀を主宰する者(死亡者の 2 親等以内の親族に限る。)が組織区の区域内に住所を有する場合	第 2 号 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき。	主宰者の生活保護受給証明書及び 死亡者と主宰者の関係が分かる書類(戸籍、住民票等)
外科手術・事故等により四肢の柩保管利用者が、組織区の区域内に住所を有する場合	第 2 号 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき。	生活保護受給証明書
組織区内に住所を有し、組織区が葬祭扶助により火葬、柩保管を行う場合	第 3 号 生活保護法第 18 条第 2 項に規定する葬祭を行うものであるとき。	葬祭証明書

2 適用年月日

平成 21 年 12 月 1 日の減額申請から適用

問合せ：臨海斎場受付

5755-2833

利用案内 (一般の方)

施設紹介 →

■ 利用案内(一般の方) ⇨

利用案内 ⇨

■ 利用案内(関連企業の方) ⇨

斎場組合とは? →

施設案内 →

敷地配置図 →

平面図 →

使用料・使用時間 →

TOPページ →

利用案内(一般の方)

【各施設について】

- 火葬は1時間半ほどかかります。
 - 葬儀式場と会葬者控室は、それぞれ2室をつなげて広く使うことができます(料金は2室分となります)。
 - 遺族等控室は和室です。お通夜の際に仮眠ができます。布団はご葬家(喪家)でご用意いただきます(※)。
 - 葬儀施設は貸館施設として運営しております。祭壇や飲食物などは当斎場ではご用意しておりません(※)。
- ※2階の売店において、飲物、軽食、貸布団等を用意していますので、ご利用ください(別料金)。

【お申し込みにあたって】

火葬施設・葬儀施設とも、電話による予約を24時間受け付けます。ご葬家(喪家)から直接ご予約いただくこともできますが、棺や霊柩車の手配が必要となり、通常は葬儀社等を通じてのお申込みとなります。**臨海斎場を希望する旨、葬儀社等にお伝えください。**

ご予約いただいた後でキャンセルされますと、その分、施設利用を希望されていた方が使えないこととなりますので、そのようなことのないようにご協力をお願いします。

【葬儀にかかる費用】

臨海斎場で必要となる料金は、火葬料、各室使用料、保冷库使用料、売店ご利用の代金です(ご使用に応じて)。

通常はこの他に、祭壇の費用や霊柩車、お食事を伴う場合はその代金、遺影やお花、お持帰り品や香典返し、また宗教者へのお支払い等が伴います。

それぞれの金額や上限を事前にご確認の上、葬儀等を行われることをおすすめします。

23区の区民の方で低廉なご葬儀を希望される場合は、「特別区区民葬儀」の制度が使えます。各区役所の担当課へお問い合わせください。

休館日：火葬施設：1月1日～3日

葬儀施設：12月31日午後～1月3日午前

他に、施設管理に伴う臨時休館日を設けます。

【ご注意いただくこと】

- 指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では喫煙売店も含め全面禁煙です。
- 花輪、立看板は禁止です。生花は式場内に限ります。
- 公共施設です。心付け等の金品の授受は禁止です。
- ご遺骨の損傷、火葬炉設備破損などの原因となる副葬品は、柩の中へ入れないで下さい。(下記参照)

※ご遺骨の損傷、火葬炉設備破損などの原因となる副葬品は柩の中へ入れないで下さい。(下記参照)

～ 柩に入れられないもの ～

火葬炉設備破損の原因となるもの

- (例) 爆発物(缶飲料、スプレー缶、ライター、電池等)
 ガラス製品(ビン、鏡、食器、めがね等)
 金属製品(携帯電話、CD・MDプレイヤー、仏像等)、カーボン製品(杖、釣竿、ゴルフクラブ、ラケット、竹刀等)、保冷剤、その他危険物

大気汚染(ダイオキシン・ばい煙・有毒ガス・悪臭)の発生源となるもの

- (例) ビニール製品(ハンドバック、靴、玩具等)
 化学合成繊維製品(衣類、寝具、敷物等)
 発泡スチロール製品(枕、緩衝材、パッキング等)
 プラスチック製品、その他のもので発生源となるもの(CD、ゴルフ

ボール等)

不完全燃焼の原因となるもの

(例) 果物(スイカ、メロンなど大きな果物類)
書籍(辞書、アルバムなど厚みのある書籍類、多量の紙を使用したもの)
大型繊維製品(衣類の納めすぎ、大きなぬいぐるみ等)

* 指輪等の貴金属については、消失に伴う誤解の発生原因ともなりますので、ご遠慮ください。

* ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発しご遺体を損傷するおそれがありますので、必ず事前にお申し出下さい。

【火葬炉前ホールの使用にあたって】

当斎場は公営斎場です。

一時間帯あたり4件の火葬を実施しており、混み合った状況になっています。

そのため、炉前ホールにおいては、納棺・収骨が重複して実施されることがあります。

葬家が重複していても、必要な作業のため棺台車等の移動を実施します。

その際、音が発生しますが、円滑な火葬業務実施のために、ご理解・ご協力をお願いします。

納棺・火葬・収骨の遅れは、後の時間の利用者に大きな影響を与えることになります。

到着時間の遵守同様、円滑な斎場運営に協力願います。

【駐車場】

火葬場利用の際は、1葬家(喪家)あたり、マイクロバス1台、乗用車5台までとするようご協力をお願いします。

葬儀式場ご利用の際は、1式場あたり乗用車50台分の駐車場があります。

駐車場内では最徐行(20km以下)をお願いします。

場内で事故等がありましても各人の責任で対応していただきます。臨海斎場では、一切関知しませんので、鍵のかけ忘れ、事故等のないよう十分注意してください。

また、アイドリングストップにご協力願います。

臨海斎場利用のご案内

使用料等一覧 (平成21年1月1日改定)

<火葬料>

区分	港、品川、目黒、大田、世田谷区の方 (組織区内)	左記以外の方 (組織区外)
12歳以上	23,000円	41,000円
12歳未満	14,000円	25,000円
死胎	6,000円	11,000円
改葬遺骨	12,000円	22,000円
人体の一部	5,000円	9,000円
分骨	2,000円	4,000円

火葬ご利用の方には、骨壺を無償で提供いたします。

(骨壺、桐箱、風呂敷、骨覆い、名入れ)

<各室の使用料>

区分	港、品川、目黒、大田、世田谷区の方 (組織区内)	左記以外の方 (組織区外)
火葬待合室	20,000円	36,000円
葬儀式場	56,000円	101,000円
遺族等控室	14,000円	25,000円
会葬者控室	30,000円	54,000円
保冷库	3,000円	5,000円

<各室の使用時間等>

区分	使用時間	摘要
火葬待合室	(火葬時間内のご使用です。)	54席
葬儀式場	午後2時～翌日午後1時	70席
遺族等控室	午後4時～翌日午後3時	14畳
会葬者控室	午後5時～翌日午後4時	64席
保冷库	24時間単位	20台

※1 組織区内欄を適用するのは、以下の場合です。

- (1) 死亡時に組織区内に住所を有していた方の火葬、葬儀、又は柩保管を行う場合。
- (2) 火葬又は葬儀を主宰する方(死亡者の2親等以内の親族に限る。)が、組織区内に住所を有する場合。
- (3) 人体の一部の火葬及び柩保管施設の利用者が、組織区内に住所を有する場合。

※2 人体の一部は、外科手術・事故等による同一人の四肢で、1つの容器に入れたものを1個とします。

※3 各室の席数は標準の数値を示しました。若干の増減は可能です。

※4 生活保護を受けている方、行旅死亡人、火災等の災害を受けられた方には、減額・免除の制度があります。詳しくは別表をご覧ください。

各施設について

- 葬儀式場と会葬者控室は、それぞれ2室をつなげて広く使うことができます(料金は2室分となります)。
- 会葬者控室では、通夜に伴う会食や、火葬後に繰上げて行う初七日などが行なえます。
- 遺族等控室は和室です。お通夜の際に仮眠ができます。布団はご葬家(喪家)でご用意いただきます(※)。
- 葬儀施設は貸館施設として運営しております。祭壇や飲食物などは当斎場ではご用意しておりません(※)。※2階の売店において、飲物、軽食、貸布団等を用意していますので、ご利用ください(別料金)。

ご注意いただくこと

- 指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では喫茶売店も含め全面禁煙です。
- 花輪、立看板は禁止です。生花は式場内に限ります。
- 公共施設です。心付け等の金品の授受は禁止です。
- ご遺骨の損傷、火葬炉設備破損などの原因となる副葬品は、柩の中へ入れないで下さい。(下記参照)

火葬炉設備破損の原因となるもの

(例) 爆発物(缶飲料、スプレー缶、ライター、電池等)
ガラス製品(ビン、鏡、食器、めがね等)
金風製品(携帯電話、CD・MDプレイヤー、仏像等)、
カーボン製品(杖、釣竿、ゴルフクラブ、ラケット、竹刀等)、保冷剤、その他危険物

大気汚染(ダイオキシン・ばい煙・有毒ガス・悪臭)の発生源となるもの

(例) ビニール製品(ハンドバック、靴、玩具等)
化学合成繊維製品(衣類、寝具、敷物等)
発泡スチロール製品(枕、緩衝材、パッキング等)
プラスチック製品、その他のもので発生源となるもの
(CD、ゴルフボール等)

不完全燃焼の原因となるもの

(例) 果物(スイカ、メロンなど大きな果物類)
書籍(辞書、アルバムなど厚みのある書籍類、多量の紙を使用したもの)
大型繊維製品(衣類の納めすぎ、大きなぬいぐるみ等)

★指輪等の貴金属については、消失に伴う誤解の発生原因ともなりますので、ご遠慮ください。

★ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発しご遺体を損傷するおそれがありますので、必ず事前にお申し出下さい。

休館日

◆火葬施設：1月1日～3日

◆葬儀施設：12月31日午後～1月3日午前

他に、施設点検等に伴う臨時休館日を設けます。

臨海斎場

(港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区共同設置)

〒143-0001 大田区東海1-3-1

お問い合わせ 03-5755-2833

予約専用電話 03-5755-2834

F A X 03-3790-5866

ホームページ <http://www.rinkaisaijo.or.jp>

別表

使用料の減額・免除

組織区住民料金が適用される方で、組織区の生活保護を受けている方や行旅死亡人の場合は使用料が減額となります。

減額の申請をされる場合は、以下の書類を提出していただきます。

提出なき場合は、減額なりません。

1. 減額の適用と必要な証明書類

区分	減額理由	必要な書類
組織区が執行する行旅死亡人	組織区が執行する行旅死亡人(規則1号)	組織区発行の火葬依頼書 (区により書類の名称が異なります。)
死亡者が組織区に住所があった	組織区の葬祭扶助で行う場合。 (規則3号 生活保護法18-2)	葬祭証明書(証明書)
	組織区から生活保護を受給している。 (規則2号 生活保護法6-1)	生活保護受給証明書
申請者の生活保護受給証明書 2親等以内であることが分かる書類 (戸籍、住民票、記載証明書等)		
生活保護受給証明書		
2親等以内の申請者が組織区に住所がある		
組織区に住所がある者が自己の四肢の一部を保管する場合		

2. 減免後の料金

区分	減額前	減額後
火葬料	12歳以上	23,000円
	12歳未満	14,000円
棺保管料	3,000円	2,000円

3. 火災等の災害を受けられた方の火葬は、減額又は免除になる場合がありますので、ご相談ください。

利用案内 (関連企業の方)

施設紹介

■利用案内(一般の方) ※

■利用案内(関連企業の方) ※

火葬施設 ※

葬儀施設 ※

柩保管施設 ※

利用案内 ※

申請書のダウンロード

臨海斎場使用申請書・ ※

副葬品にご注意ください！

臨海斎場使用料減額・免除申 ※

請書

火葬(分骨)証明申請書 ※

斎場組合とは？

施設案内

敷地配置図

平面図

使用料・使用時間

TOPページ

——— 公共施設ですので、金品等の心付けは禁止です ———

利用資格

利用上の制限は特にありません。どなたでもご利用いただけますが、港・品川・目黒・大田・世田谷の5区の方とそれ以外の方では利用料金が違います。

また、火葬炉、柩保管施設では生活保護・行旅死亡人等の減額制度がありますのでご相談ください。

休館日

休館日：火葬施設：1月1日～3日

葬儀施設：12月31日午後～1月3日午前

その他、年間に何日か、機器点検・整備のための臨時休館日を設けます。

臨時休館日は、ホームページなどで、あらかじめお知らせします。

お問い合わせ：

午前8時30分～午後5時 (03-5755-2833)

電話予約：

24時間受け付けます。 (03-5755-2834)

(火葬許可証等のFAX 03-3790-5866)

書類手続・臨海斎場へのお支払い：

午前8時30分～午後5時

売店への寝具等の予約：

午前8時30分～午後5時30分 (03-3799-6615)

(FAX 03-3799-6686)

【火葬炉前ホールの使用にあたって】

当斎場は公営斎場です。

一時間あたり4件の火葬を実施しており、混み合った状況になっています。

そのため、炉前ホールにおいては、納棺・収骨が重複して実施されることがあります。

葬家が重複していても、必要な作業のため棺台車等の移動を実施します。

その際、音が発生しますが、円滑な火葬業務実施のために、ご理解・ご協力をお願いします。

納棺・火葬・収骨の遅れは、後の時間の利用者に大きな影響を与えることになります。

到着時間の遵守同様、円滑な斎場運営に協力願います。

| [利用案内](#) | [火葬施設](#) | [葬儀施設](#) | [柩保管施設](#) |

利用案内 (関連企業の方)

施設紹介

- 利用案内(一般の方) →
- 利用案内(関連企業の方) →
 - 火葬施設 →
 - 葬儀施設 →
 - 柩保管施設 →
 - 利用案内 →
 - 臨海斎場使用申請書・副葬品にご注意ください！ →

斎場組合とは？

施設案内

敷地配置図

平面図

使用料・使用時間

TOPページ

火葬施設

館内は指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では全面禁煙です。ご協力をお願いします。

【概要】

火葬炉	8基	台車式です。8基のうち2基は大型の炉です。ランクはありません。
待合室(2F)	8室	洋室。いす席で大人用54脚、子供用2脚。 仕出しの紹介や取次ぎは行ないません。飲物のご用命は売店で承ります。 持込も可です(ただし、残り物・ゴミ類はすべて持ち帰ってください)。 利用時間は、火葬開始時刻から火葬終了までです。
その他		告別ホール(炉前ホール)、収骨室、待合ロビー、売店、喫茶コーナー
駐車場		火葬場利用の際の駐車場は、1葬家(喪家)あたりマイクロバス1台、乗用車5台分程度です。駐車場内では最徐行(20km以下)をお願いします。場内で事故等がありましても各人の責任で対応していただきます。臨海斎場では、一切関知しませんので、鍵のかけ忘れ、事故等のないよう十分注意してください。また、アイドリングストップにご協力願います。

【利用時間と受付件数】

火葬場の利用時間は午前9時から午後5時です。
着棺からお帰りまで、おおよそ2時間を見てください。

利用予約時間区分	午前9時	午前10時	午前11時	午後0時	午後1時	午後2時	午後3時

予約時間に遅れますと他の利用者の方々に影響があります。式場から出棺される場合も含め、時間をお守りくださいますようお願いいたします。当日の火葬件数の状況によっては、予約時間帯に火葬できないことがあります。

前時間帯の着棺遅れなどで利用が延びている場合、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

胎児の火葬は、なるべく午前中の早い時間、人体の一部、分骨だけの場合は、午後の遅い時間をご利用ください。

収骨容器は無料で提供させていただきます。骨壺、桐箱、風呂敷、骨覆いのセットで、骨壺には名入れ(当斎場は満年齢を記載)をいたします。不要の場合は予約の際にお知らせください。名入れを希望する場合は、火葬前日の午後1時まで故人の「苗字と名前」「生年月日」「歿年月日」が記載されたものをFAX願います。)

【利用申込】

1. 電話予約

電話による利用の予約は、24時間受け付けています。

火葬前日の午後4時まで利用予約をしてください。火葬当日の予約はできません

予約専用電話 03-5755-2834

予約の際は、火葬(希望)日時、故人の名前、ご葬家(喪主)の名前、取扱葬儀社名または葬儀責任者名、担当者氏名、電話番号、FAX番号をお知らせください。

骨壺容器の持ち込み、大きな柩(高さ48cm、幅56cm、長さ195cmのいずれかを超える柩、この場合故人の体重もお知らせください)、厚板の柩、分骨等の場合は、火葬前日までにお知らせください。

2. FAX

予約を取りましたら、速やかに火葬許可証等をFAX送信してください。

FAX番号 03-3790-5866

また発行までに時間がかかる場合は死亡診断書のFAXをお願いします。

3. 前日確認

火葬前日まで、斎場から予約内容確認の電話をさせていただきます。

その際に、おおよその参列者数、斎場との連絡担当者氏名等をお聞かせいただきます。

飲物等をご予約される場合は売店(3799-6615)にお申し付けください。
(代金は利用当日売店に現金でお支払いいただきます。)

4. 利用手続き・支払い

斎場着棺後、速やかに利用手続きと料金のお支払いをお願いします。

なお、前日までに利用手続きがお済みの場合、納棺は時間枠の中で到着順にご案内します。エントランスホールにて葬家(喪家)名を申告してください。

※式場を併せてご利用の場合、通夜飾り前までに利用手続きと料金の支払いをお済ませください。

料金は全額前払い、現金でお願いします。利用手続き・料金支払いは、午前8時30分～午後5時です。/td>

利用手続きに必要なもの

1. 臨海斎場使用申請書(受付にあります。ホームページからダウンロードもできます。)
2. 亡くなられた方の「火葬許可証」等
3. 申請者(葬儀主宰者)の住所・氏名等が確認できるもの(最近の申請者あての公共料金関係郵便物など)。「火葬許可証」等の記載事項で確認できる場合は不要です。
4. 生活保護による使用料減額・免除申請を行う場合は、[こちら](#)

問い合わせ・予約・利用手続き・料金支払いのすべては、臨海斎場で取扱います。区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

利用申請者は、葬儀を主宰するご遺族の方の名前になります。(葬儀社等の方が代行申請する場合には、葬家(喪家)に説明のうえトラブルのないようにしてください。)

利用手続き・料金支払い後、使用承認書(領収書)をお渡しします。一度納めた使用料は、原則として返還できません。

【撮影について】

火葬施設内や枢台車での移動中など、カメラ・ビデオ等の撮影は、複数の葬家(喪家)の方が利用されるためご遠慮いただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お柩】

1. 柩の大きさは、通常炉が高さ48cm、幅56cm、長さ195cm、大型炉が高さ60cm、幅66cm、長さ225cmまでとさせていただきます。
また、柩保管施設をご利用になる場合は、高さ50cm、幅65cm、長さ210cmまでとさせていただきます。柩保管施設ご利用については、[こちら](#)をご覧ください。
2. ご遺骨の損傷、火葬炉設備破損などの原因となる副葬品は、柩の中へ入れないで下さい。(次の表を参照)

柩に入れられないもの

火葬炉設備破損の原因となるもの

(例) 爆発物(缶飲料、スプレー缶、ライター、電池等)
ガラス製品(ビン、鏡、食器、めがね等)
金属製品(携帯電話、CD・MDプレイヤー、仏像等)、カーボン製品(杖、釣竿、ゴルフクラブ、ラケット、竹刀等)、保冷剤、その他危険物

大気汚染(ダイオキシン・ばい煙・有毒ガス・悪臭)の発生源となるもの

(例) ビニール製品(ハンドバック、靴、玩具等)
化学合成繊維製品(衣類、寝具、敷物等)
発泡スチロール製品(枕、緩衝材、パッキング等)
プラスチック製品、その他のもので発生源となるもの(CD、ゴルフボール等)

不完全燃焼の原因となるもの

(例) 果物(スイカ、メロンなど大きな果物類)
書籍(辞書、アルバムなど厚みのある書籍類、多量の紙を使用したもの)
大型繊維製品(衣類の納めすぎ、大きなぬいぐるみ等)

その他危険なもの

(例) ガラス製品(めがね、ビン、食器等)
その他、燃焼に伴い危険なもの

★ドライアイス是最小限をお願いします。

★指輪等の貴金属については、消失に伴う誤解の発生原因ともなりますので、ご遠慮ください。

★ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発しご遺体を損傷するおそれがありますので、必ず事前にお申し出下さい。体内装置医療品をお持ち帰りになる場合は、焼骨確認時に係の者にお申し出ください。お申し出なき場合は、残灰として処分させていただきます。

【火葬当日の流れ】

葬儀社の方は、着棺からお帰りまで立会いをお願いします。
着棺からお帰りまでの流れは、概ね次のとおりです。

1.着棺	葬家(喪家)代表者または葬儀社の方は、受付にて利用手続き及び支払いをしてください。その後、エントランスホールにて使用承認書の提示をしてください。 火葬前日までに利用手続きをしていただいている方は、エントランスホールにて葬家(喪家)名を申告してください。(利用料金の支払いをしていただいている方は、納棺後、受付にて支払いをしてください。) ご葬家(喪家)・参列者の方は告別ホールへご案内します。
2.納棺(10分程度)	お棺の小窓を開けての拝顔をしていただき(お申し出がある場合のみ。告別ホールでは棺の蓋は開けないでください。)、お柩を火葬炉にお納めさせていただきます。そしてお焼香、お経等をしていただきます。 お焼香、お経等が終わりましたら、遺影及び位牌は炉の前の遺影・位牌立てに置いて、2階待合室(会葬者控室)に移動されても構いません。(位牌・遺影は、火葬終了後、焼骨の確認をしていただくときにお返しいたします)。 会葬者が10人程度であれば面会室にて火葬時間の15分前から10分程度のお別れ(棺の蓋を開けての)をすることが出来ます。 (事前に予約してください。火葬時間毎に2件までとなりますので、できないこともあります。)
3.火葬(70分程度)	この間、2階待合室・会葬者控室・ロビー等でお待ちいただけます。 売店では、飲物やおつまみ類を販売しておりますのでご利用ください。
4.ご収骨(10分程度)	火葬が終了しましたら、その旨連絡をいたします。 待合室等からご葬家(喪家)・参列の皆様を収骨室にご案内いたします。 (葬儀社の方または葬儀責任者の方は、ご参列の皆様を誘導して下さい。) 葬家(喪家)代表の方は告別ホールにご案内し、焼骨の確認をしていただきます。 その間、その他の参列の皆様は収骨室または収骨ホールでお待ちください。
5.お帰り	収骨が終わりましたら、そのままご帰宅いただけます。 なお、式場利用者に限り初七日を行う場合は会葬者控室にお戻りいただけます。 待合室に忘れ物のないようご注意ください。

◎予約時間に遅れますと、その時間帯に火葬できないことがあります。

◎着棺時、葬儀社の方から葬家(喪家)にお話しいただき了解を得て先にお柩を納めさせていただく場合があります。

◎ご収骨時に葬儀社の方が不在の場合は、その他の火葬に影響が出ますので、そのまま進行させていただきます。

[| 利用案内 | 火葬施設 | 葬儀施設 | 柩保管施設 |](#)

利用案内 (関連企業の方)

施設紹介

- 利用案内(一般の方) >>>
- 利用案内(関連企業の方) >>>
 - 火葬施設 >>>
 - 葬儀施設 >>>
 - 柩保管施設 >>>
 - 利用案内 >>>
 - 臨海斎場使用申請書・副葬品にご注意ください! >>>

斎場組合とは?

施設案内

敷地配置図

平面図

使用料・使用時間

TOPページ

葬儀施設

住宅事情等により自宅で葬儀を行うことが困難な方のために設けられた施設です。特別区民葬儀を希望される方もご利用になれます。館内は指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では全面禁煙です。ご協力をお願いします。

【施設概要】

葬儀式場(1F)	<p>使用時間は午後2時から翌日の午後1時までです。いす席で70席。いす、放送設備を備えています。放送設備は、司会やご挨拶にお使いいただけます。</p> <p>放送設備(ワイヤレスマイク2本、卓上型マイク1本、有線マイク1本、マイクスタンド2本(卓上型1本、床上型1本)、CD、MDデッキ(カセットはありません)を備えています。</p> <p>司会のご挨拶にお使いいただけますが、読経、賛美歌等には使用しないでください。]</p> <p>参列者の受付は式場前のホールで行えます。長机・いす等の用意があります。その他の葬儀備品はありませんので、ご利用になられる側でご用意ください。葬儀関係事業者による設営資材等の搬出入は、建物の裏から直接できます。式場内以外では、全ての飾り付けは禁止です。</p> <p>式場1、2は午前11時までに出棺していただけます。午前11時からの火葬枠となります。</p> <p>式場3、4は午後0時までに出棺していただけます。午後0時からの火葬枠となります。</p> <p>式場1、2並びに式場3、4は、それぞれ間仕切りをはずし、一室として使うことができます。</p>
会葬者控室(2F)	<p>使用時間は、午後5時から翌日の午後4時までです。なお、午後4時から5時の間は清掃作業を行いますので使用できません。</p> <p>通夜振るまい等の会食、繰上げ初七日法要や会食にご使用ください。なお、通夜振るまいは午後9時までといたします。</p> <p>仕出し、生花等の企業の紹介や取次ぎは行ないません。飲物のご用命は、売店で承ります(持込可です)。</p> <p>テーブル・いす席で大人用64脚、子供用2脚。立食形式で約80人程度。</p> <p>いすをご利用されるときは、各自でセットし、ご使用後は、もとの状態に戻してください。</p> <p>式場をつなげて使う場合には、会葬者控室もつなげて使うことができます。</p>
遺族等控室(2F)	<p>使用時間は午後4時から翌日の午後3時までです。</p> <p>葬家(喪家)・親族の控室です。襖で仕切れば式師の方の控室としても使えます。10畳と4畳の和室で、通夜の仮眠(仮泊)は5名程度は可能です。</p> <p>風呂・シャワー、室内トイレ等の設備がありますが、タオル、洗面用具、寝具類はありません。(これらの販売、取次ぎ、朝食のご予約は、売店で承ります。別途手配されても構いません)</p> <p>テレビ、冷蔵庫、コップ、湯飲み、ポット、急須を備えています。調理はできません。</p>
更衣室 コインロッカー	<p>礼服等を持参された方のために、更衣室を設けました。</p> <p>コインロッカーは100円ですが、利用後には戻ります。</p>
駐車場	<p>1式場あたり乗用車50台分の駐車場があります。</p> <p>駐車場内では最徐行(20km以下)でお願いします。場内で事故等がありましても各人の責任で対応していただけます。臨海斎場では、一切関知しませんので、鍵のかけ忘れ、事故等のないよう十分注意してください。また、アイドリングストップにご協力願います。なお、式場前の駐車はできません。式場前は乗降のみにしてください。</p>

【利用申込み等】

1. 利用予約は、電話で行えます。火葬予約と同時に葬儀式場の予約を行ってください。火葬を伴わない葬儀式場の利用は、海外で死亡された方等を除きできません。利用手続きや使用料のお支払いは通夜飾りを始める前に済ませてください。
2. 宗教や宗派による利用制限はありません。
3. 葬儀専用の施設です。葬儀当日の繰上げ初七日を除き、その他の法要には利用できません。

4. 1式場で複数の方の葬儀を同時に行うことはできません。
5. 4件の葬儀を同時に行いますので、他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮願います。

【利用上のご注意】

1. 葬儀施設では次の行為はできません。他の方の迷惑にならないよう、ご使用願います。

- (1) 葬儀目的以外の寄付、物品の売買行為。
- (2) 施設に従事する職員への、金品等心付けの贈与及びそれを誘導する行為。
- (3) 待合室、会葬者控室、遺族等控室、2階ロビー及び喫茶コーナー以外での飲食。
- (4) 施設が用意する案内表示以外の、案内看板等の設置。
- (5) 施設が用意する放送設備以外の、放送設備及び拡声器等の使用(ピンマイク等も含む)。
*映像設備等をご使用の場合は、使用前日までに斎場担当者と打合せで承認を得てください。
- (6) 葬儀式場以外での生花、果物等御供養品の設置。ただし、会葬者控室での火葬後に行う儀式で御遺骨への生花、果物等御供養品の設置はかまいません。
- (7) 敷地内及び施設内の花輪等の設置、提灯類、テント、幕、カーテン等の使用。ただし、葬儀式場内での祭壇飾付用はかまいません。
- (8) 花額は式場からの移動中及び炉前では取り外すこと。なお、待合室・会葬者控室に配置することは差し支えありません。
- (9) 芳名板は、式場入口の壁に平行に付けて設置し、芳名板の回りを花等で飾ること。
- (10) 施設備付以外の冷暖房器具の使用。
- (11) 告別ホール、面会室、葬儀式場及び会葬者控室以外でのローソク、線香等火気の使用。霊安室、葬儀式場及び会葬者控室においても、午後9時～翌朝7時の間は火気の使用はご遠慮ください。
- (12) 葬儀式場から敷地内だけを通行して火葬施設へ移動するための霊柩自動車の使用。
*葬儀式場から火葬炉へのお柩の移動は、台車を使用し、建物内の通路を通っていただきます。
- (13) 施設内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋲、釘等の使用。
*設備や施設を傷つけた場合は、実費をご負担いただくことがあります。
- (14) 利用承認施設以外での使用。
- (15) 式場前及び車寄せ、駐車場で隊列等を組むこと。

2. 施設外でも、次の行為はしないで下さい。

- (1) 道路上及び施設石垣樹木への、花輪・葬儀案内看板類の設置。
- (2) 施設周辺道路での違法駐車。
- (3) 施設周辺での集団行進や示威行為、また拡声器等の使用。

3. 読経・讚美歌等については、次のお心遣いをお願いします。

- (1) 放送設備は使用しないでください。
- (2) 楽器等は使用しないようにしてください。どうしても必要な場合は、使用日の前日までに斎場担当者と打合せの上、承認を受けてください。(キリスト教等で使用するオルガン等の場合は隣の式場に迷惑がかからない程度の音量で扉を閉めて行う場合は認めることがあります。)

4. 葬儀式場の使用については、次のことをお守りください。

- (1) 受付で使用手続きを済ませ、斎場担当者との打合せ、各室の鍵等の受け取りをしてからご使用ください。
- (2) 電気器具を持ち込まれる場合は、3キロワットまでとしてください。
- (3) 式場前のホールには花や看板など全ての飾り付けはできません。
- (4) 移動した「いす」は、使用前の状態に戻してください。式場内の「木製いす」は外に出さないでください。
- (5) 受付用の長机・いす等は式場ホールの一ヶ所にまとめて置いてください。
- (6) ゴミ等は持ち込んだ方の責任で持ち帰ることとしています。片付後は、ゴミ等のないようにしてください。
- (7) 忘れ物のないよう葬儀式場及び使用された場所の見回りをしてください。
- (8) 葬儀関係事業者の担当者は、式場利用終了後、斎場担当者と同行して使用施設の確認をしてください。
なお、原則として、鍵の授受は葬儀関係事業者の方が返還することとし、特別な事情がある場合は、事前に受付に申し出てください。
- (9) 式場利用に伴う柩の搬入は、式場裏搬入口を原則としますが、正装されたご葬家の方が同伴する場合は、式場正面出入口からの搬入も可能です。
- (10) 式場での納棺(ご遺体を棺に納めること)はできません。ご自宅などで納棺できない場合は、

柩とご遺体の同時着棺に限り保管室での納棺を認めることもあります。事前に連絡をお願いします。

(11) 式場内での飲食は一切禁止します。

5. 会葬者控室の使用については、次のことをお守りください。

- (1) いすは、1か所に置いてありますので、使用される場合は各自で配置してください。
- (2) 通夜振るまいは、午後9時までに終了するようお願いいたします。
- (3) 夜間使用後は、飲食物は片付け、机は雑巾拭きをしておいてください。食物等が床に落ちていないように。
また仕出料理は、利用日の当日にゴミを含めて持ち帰ってください。
- (4) 収骨後の法要等をするときには、ローソク・線香等火気にご注意願います。仕出料理は、ゴミを含めて持ち帰ってください。
- (5) いす・机は、使用後は元の位置に戻しておいてください。初七日等で使用する場合は、午後4時までとし、使用後は次の方のために、いす・机等は元の位置に戻しておいてください。

6. 遺族等控室の使用については、次のことをお守りください。

- (1) 茶葉がなくなりましたら、午後5時までに受付(内線100番)にご連絡下さい。(午後5時以降は夜間受付:内線125番まで)
- (2) 火の元には、十分ご注意願います。
- (3) 盗難、紛失等の責任は負いかねますので、貴重品等の扱いにつきましては、十分ご注意をお願いいたします。
なお、施設では貴重品のお預かりはしていません。
- (4) 持ち込んだ飲食物の残り物及びゴミ類はすべて持ち帰ってください。

| [利用案内](#) | [火葬施設](#) | [葬儀施設](#) | [柩保管施設](#) |

利用案内 (関連企業の方)

施設紹介 →

- 利用案内(一般の方) ⇨
- 利用案内(関連企業の方) ⇨
 - 火葬施設 ⇨
 - 葬儀施設 ⇨
 - 柩保管施設 ⇨
 - 利用案内 ⇨
 - 臨海斎場使用申請書・副葬品にご注意ください！ ⇨

斎場組合とは？ →

施設案内 →

敷地配置図 →

平面図 →

使用料・使用時間 →

TOPページ →

柩保管施設

葬儀・火葬を行うまでのご遺体を、保冷库でお預かりします。原則として、納棺(ご遺体を棺に納めること)の上お越しください。

【施設概要】

保冷库	20基	並棺用、冷蔵装置。サイズ 高さ50cm 幅65cm 長さ210cm まで
面会室	1室	葬儀・火葬を行うまでの間、ご遺体と面会ができます。ご利用は無料です。面会は10人程度まで可能です。

【利用申込み等】

当斎場での葬儀・火葬を行わない場合でもご利用になれます。
 利用予約は、電話で行えます。火葬予約と同様に保冷库の予約を行ってください。
 使用申請手続きや使用料のお支払いは保冷库に収める前に済ませてください。時間外の場合は朝午前8時30分以降でかまいません。(火葬許可証等の確認は必要です。)
 ご自宅などで納棺できない場合は、柩とご遺体の同時着棺に限り保管室での納棺を認めることもあります。事前に連絡をお願いします。
 お柩には必ず故人の氏名を記載した故柩紙を貼ってください。
 ご遺体のお預かり、お引取りは午前7時から深夜0時までです。
 ご遺体のお手入れ若しくは面会は、午前9時から午後9時までです。
 会葬者が10人程度であれば面会室にて火葬時間の15分前から10分程度のお別れ(棺の蓋を開けての)をすることができます。(事前に予約してください。火葬時間毎に2件までとなりますので、できないこともあります。)

【利用上のご注意】

ご遺体は、汚汁漏れ、臭気漏れのないよう措置をし、ご利用願います。
 お預かり、面会、お引取りの際には、葬儀社の方は、必ず複数にて来場し立会いをお願いします。(斎場側ではお手伝いできません。)
 なお、入庫の際の面会室利用はできません。
 人体の一部の場合も、容器にお納めのうえご利用ください。
 面会、ドライアイス交換、お手入れ、納棺等の際は、事前に予約の上おいでください。

」 利用案内 | 火葬施設 | 葬儀施設 | 柩保管施設 |

臨海斎場

利用のご案内

臨海斎場は、港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区の5区が共同で設置し、運営する施設です。
当施設を利用される方は、この案内をよくお読みいただき、記載されているきまりを必ず守ってください。

目次

利用資格	1
休館日・受付時間	1
火葬施設	2
施設概要	2
利用時間	2
利用申込	2～3
お柩	3
柩に入れられないもの	3
火葬の流れ	4
葬儀施設	5
施設概要	5
利用申込み等	6
利用上のご注意	6～7
柩保管施設	8
施設概要	8
利用申込み等	8
売店・喫茶コーナー	
施設概要	9
取扱品目	9
案内図	10
敷地配置図	11
平面図	11
使用料	12

臨海斎場

〒143-0001 大田区東海1-3-1

お問い合わせ 03-5755-2833

予約専用電話 03-5755-2834

FAX 03-3790-5866

ホームページ <http://www.rinkaisaijo.or.jp>

利 用 資 格

利用上の制限は特にありません。どなたでもご利用いただけますが、港・品川・目黒・大田・世田谷の5区の方とそれ以外の方では利用料金が違います。

また、火葬炉、柩保管施設では生活保護・行旅死亡人等の減額制度がありますのでご相談ください。

休 館 日 ・ 受 付 時 間

休館日： 火葬施設 1月1日～3日の3日間

葬儀施設 12月31日午後～1月3日午前

その他、年間に何日か、機器点検・整備のための臨時休館日を設けます。

臨時休館日は、ホームページなどで、あらかじめお知らせします。

受付時間：

お問い合わせ 午前8時30分～午後5時（03-5755-2833）

電話予約 24時間受け付けます （03-5755-2834）

（火葬許可証等のFAX 03-3790-5866）

書類手続・臨海斎場へのお支払い 午前8時30分～午後5時

売店への寝具等の予約 午前8時30分～午後5時30分（03-3799-6615）

（FAX03-3799-6686）

火 葬 施 設

【施設概要】 館内は指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では全面禁煙です。ご協力をお願いします。

火 葬 炉	8基	台車式で、8基のうち2基は大型の炉です。ランクはありません。
待 合 室 (2F)	8室	洋室。いす席で大人用54脚、子供用2脚。 仕出しの紹介や取次ぎは行ないません。飲物のご用命は売店で承ります。 持込も可です(ただし、残り物・ゴミ類はすべて持ち帰ってください)。 利用時間は、火葬開始時刻から火葬終了までです。
そ の 他	告別ホール(炉前ホール)、収骨室、待合ロビー、売店、喫茶コーナー	
駐 車 場	火葬場利用の際の駐車場は、1葬家(喪家)あたりマイクロバス1台、乗用車5台分程度です。 駐車場内では最徐行(20km以下)をお願いします。場内で事故等がありましても各人の責任で対応していただきます。臨海斎場では、一切関知しませんので、鍵のかけ忘れ、事故等のないよう十分注意してください。また、アイドリングストップにご協力願います。	

【利用時間】

火葬場の利用時間は午前9時から午後5時です。

着棺からお帰りまで、おおよそ2時間を見てください。

利用予約 時間区分	午前9時	午前10時	午前11時	午後0時	午後1時	午後2時	午後3時
--------------	------	-------	-------	------	------	------	------

予約時間に遅れますと他の利用者の方々に影響があります。式場から出棺される場合も含め、時間をお守りくださいますようお願いいたします。当日の火葬件数の状況によっては、予約時間帯に火葬できないことがあります。

前時間帯の着棺遅れなどで利用が延びている場合、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

胎児の火葬は、なるべく午前中の早い時間、人体の一部、分骨だけの場合は、午後の遅い時間をご利用ください。

収骨容器は無料で提供させていただきます。骨壺、桐箱、風呂敷、骨覆いのセットで、骨壺には名入れ(当斎場は満年齢を記載)をいたします。不要の場合は予約の際にお知らせください。名入れを希望する場合は、火葬前日の午後1時まで故人の「苗字と名前」「生年月日」「歿年月日」が記載されたものをFAX願います。

【利用申込】

1 電話予約

電話による利用の予約は、24時間受け付けています。

火葬前日の午後4時までに利用予約をしてください。火葬当日の予約はできません。

予約専用電話 03-5755-2834

予約の際は、火葬(希望)日時、故人の名前、ご葬家(喪主)の名前、取扱葬儀社名または葬儀責任者名、担当者氏名、電話番号、FAX番号をお知らせください。

骨壺容器の持ち込み、大きな柩(高さ48cm、幅56cm、長さ195cmのいずれかを超える柩、この場合故人の体重もお知らせください)、厚板の柩、分骨等の場合は、火葬前日までにお知らせください。

2 FAX

予約を取りましたら、速やかに火葬許可証等をFAX送信してください。

FAX番号 03-3790-5866

また発行までに時間がかかる場合は死亡診断書のFAXをお願いします。

3 前日確認

火葬前日までに、斎場から予約内容確認の電話をさせていただきます。

その際に、おおよその参列者数、斎場との連絡担当者氏名等をお聞かせいただきます。

飲物等をご予約される場合は売店(3799-6615)にお申し付けください。

(代金は利用当日売店に現金でお支払いいただきます。)

4 利用手続き・支払い

斎場着棺後、速やかに利用手続きと料金のお支払いをお願いします。

なお、前日までに利用手続きがお済みの場合、納棺は時間枠の中で到着順にご案内します。エントランスホールにて葬家（喪家）名を申告してください。

※式場を併せてご利用の場合、通夜飾り前までに利用手続きと料金の支払いをお済ませください。

料金は全額前払い、現金でお願いします。利用手続き・料金支払いは、午前8時30分～午後5時です。

利用手続きに必要なもの

- ① 臨海斎場使用申請書（受付にあります。ホームページからダウンロードもできます。）
- ② 亡くなられた方の「火葬許可証」等
- ③ 申請者（葬儀主宰者）の住所・氏名等が確認できるもの（最近の申請者あての公共料金関係郵便物など）。「火葬許可証」等の記載事項で確認できる場合は不要です。
- ④ 生活保護による使用料減額・免除申請を行う場合は、生活保護葬祭扶助決定通知の写し

問い合わせ・予約・利用手続き・料金支払いのすべては、臨海斎場で取扱います。区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

利用申請者は、葬儀を主宰するご遺族の方の名前になります。（葬儀社等の方が代行申請する場合には、葬家（喪家）に説明のうえトラブルのないようにしてください。）

利用手続き・料金支払い後、使用承認書（領収書）をお渡しします。一度納めた使用料は、原則として返還できません。

【撮影について】

火葬施設内や柩台車での移動中など、カメラ・ビデオ等の撮影は、複数の葬家（喪家）の方が利用されるためご遠慮いただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お柩】

- 1 柩の大きさは、通常炉が高さ48cm、幅56cm、長さ195cm、大型炉が高さ60cm、幅66cm、長さ225cmまでとさせていただきます。
また、柩保管施設をご利用になる場合は、高さ50cm、幅65cm、長さ210cmまでとさせていただきます。柩保管施設ご利用については、8ページをご覧ください。
- 2 ご遺骨の損傷、火葬炉設備破損などの原因となる副葬品は、柩の中へ入れないで下さい。（次の表を参照）

柩に入れられないもの

火葬炉設備破損の原因となるもの

- (例) 爆発物（缶飲料、スプレー缶、ライター、電池等）
ガラス製品（ビン、鏡、食器、めがね等）
金属製品（携帯電話、CD・MDプレイヤー、仏像等）、
カーボン製品（杖、釣竿、ゴルフクラブ、ラケット、竹刀等）、保冷剤、その他危険物

大気汚染（ダイオキシン・ばい煙・有毒ガス・悪臭）の発生源となるもの

- (例) ビニール製品（ハンドバック、靴、玩具等）
化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）
発泡スチロール製品（枕、緩衝材、パッキング等）
プラスチック製品、その他のもので発生源となるもの（CD、ゴルフボール等）

不完全燃焼の原因となるもの

- (例) 果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）
書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類、多量の紙を使用したもの）
大型繊維製品（衣類の納めすぎ、大きなぬいぐるみ等）

★ドライアイスは最小限をお願いします。

★指輪等の貴金属については、消失に伴う誤解の発生原因ともなりますので、ご遠慮ください。

★ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発しご遺体を損傷するおそれがありますので、必ず事前にお申し出下さい。体内装置医療品をお持ち帰りになる場合は、焼骨確認時に係の者にお申し出ください。お申し出なき場合は、残灰として処分させていただきます。

【火葬当日の流れ】 葬儀社の方は、着棺からお帰りまで立会いをお願いします。

着棺からお帰りまでの流れは、概ね次のとおりです。

- ① 着 棺
葬家(喪家)代表者または葬儀社の方は、受付にて利用手続き及び支払いをしてください。その後、エントランスホールにて使用承認書の提示をしてください。
火葬前日までに利用手続きをしていただいている方は、エントランスホールにて葬家(喪家)名を申告してください。(利用料金の支払いをしていただいている方は、納棺後、受付にて支払いをしてください。)
ご葬家(喪家)・参列者の方は告別ホールへご案内します。
- ② 納 棺
(10分程度)
お棺の小窓を開けての拝顔をしていただき(お申し出がある場合のみ。告別ホールでは棺の蓋は開けないでください。)、お柩を火葬炉にお納めさせていただきます。そしてお焼香、お経等をしていただきます。
お焼香、お経等が終わりましたら、遺影及び位牌は炉の前の遺影・位牌立てに置いて、2階待合室(会葬者控室)に移動されても構いません。(位牌・遺影は、火葬終了後、焼骨の確認をしていただくときにお返しいたします)。
会葬者が10人程度であれば面会室にて火葬時間の15分前から10分程度のお別れ(棺の蓋を開けての)をすることが出来ます。
(事前に予約してください。火葬時間毎に2件までとなりますので、できないこともあります。)
- ③ 火 葬
(70分程度)
この間、2階待合室・会葬者控室・ロビー等でお待ちいただけます。
売店では、飲物やおつまみ類を販売しておりますのでご利用ください。
- ④ ご 収 骨
(10分程度)
火葬が終了しましたら、その旨連絡をいたします。
待合室等からご葬家(喪家)・参列の皆様を収骨室にご案内いたします。
(葬儀社の方または葬儀責任者の方は、ご参列の皆様を誘導して下さい。)
葬家(喪家)代表の方は告別ホールにご案内し、焼骨の確認をしていただきます。
その間、その他の参列の皆様は収骨室または収骨ホールでお待ちください。
- ⑤ お 帰 り
収骨が終わりましたら、そのままご帰宅いただけます。
なお、式場利用者に限り初七日を行う場合は会葬者控室にお戻りいただけます。
待合室に忘れ物のないようご注意願います。

《その他》

- ◎予約時間に遅れますと、その時間帯に火葬できないことがあります。
- ◎着棺時、葬儀社の方から葬家(喪家)にお話しいただき了解を得て先にお柩を納めさせていただく場合があります。
- ◎ご収骨時に葬儀社の方が不在の場合は、その他の火葬に影響が出ますので、そのまま進行させていただきます。

葬 儀 施 設

住宅事情等により自宅で葬儀を行うことが困難な方のために設けられた施設です。

特別区区民葬儀を希望される方もご利用になれます。

館内は指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では全面禁煙です。ご協力をお願いします。

【施設概要】

葬儀式場 (1F)	<p>使用時間は午後2時から翌日の午後1時までです。いす席で70席。</p> <p>いす、放送設備を備え付けています。放送設備は、司会やご挨拶にお使いいただけます。</p> <p>放送設備(ワイヤレスマイク2本、卓上型マイク1本、有線マイク1本、マイクスタンド2本(卓上型1本、床上型1本)、CD、MDデッキ(カセットはありません)を備えております。</p> <p>司会のご挨拶にお使いいただけますが、読経、賛美歌等には使用しないでください。)</p> <p>参列者の受付は式場前のホールで行えます。長机・いす等の用意があります。</p> <p>その他の葬儀備品はありませんので、ご利用になれる側でご用意ください。</p> <p>葬儀関係事業者による設営資材等の搬出入は、建物の裏から直接できます。</p> <p>式場内以外では、全ての飾り付けは禁止です。</p> <p>式場1、2は午前11時までに出棺していただきます。午前11時からの火葬枠となります。</p> <p>式場3、4は午後0時までに出棺していただきます。午後0時からの火葬枠となります。</p> <p>式場1、2並びに式場3、4は、それぞれ間仕切りをはずし、一室として使うことができます。</p>
会葬者控室 (2F)	<p>使用時間は、午後5時から翌日の午後4時までです。なお、午後4時から5時の間は清掃作業を行いますので使用できません。</p> <p>通夜振るまい等の会食、繰上げ初七日法要や会食にご使用ください。なお、通夜振るまいは午後9時までといたします。</p> <p>仕出し、生花等の企業の紹介や取次ぎは行ないません。飲物のご用命は、売店で承ります(持込も可です)。</p> <p>テーブル・いす席で大人用64脚、子供用2脚。立食形式で約80人程度。</p> <p>いすをご利用されるときは、各自でセットし、ご使用後は、もとの状態に戻してください。</p> <p>式場をつなげて使う場合には、会葬者控室もつなげて使うことができます。</p>
遺族等控室 (2F)	<p>使用時間は午後4時から翌日の午後3時までです。</p> <p>葬家(喪家)・親族の控室です。襖で仕切れば式師の方の控室としても使えます。</p> <p>10畳と4畳の和室で、通夜の仮眠(仮泊)は5名程度は可能です。</p> <p>風呂・シャワー、室内トイレ等の設備がありますが、タオル、洗面用具、寝具類はありません。</p> <p>(これらの販売、取次ぎ、朝食のご予約は、売店で承ります。別途手配されても構いません)</p> <p>テレビ、冷蔵庫、コップ、湯飲み、ポット、急須を備え付けています。調理はできません。</p>
更衣室 コインロッカー	<p>礼服等を持参された方のために、更衣室を設けました。</p> <p>コインロッカーは100円ですが、利用後には戻ります。</p>
駐 車 場	<p>1式場あたり乗用車50台分の駐車場があります。</p> <p>駐車場内では最徐行(20km以下)をお願いします。場内で事故等がありましても各人の責任で対応していただきます。臨海斎場では、一切関知しませんので、鍵のかけ忘れ、事故等のないように十分注意してください。また、アイドリングストップにご協力願います。なお、式場前の駐車はできません。式場前は乗降のみにしてください。</p>

【利用申込み等】

- 1 利用予約は、電話で行えます。火葬予約と同時に葬儀式場の予約を行ってください。
火葬を伴わない葬儀式場の利用は、海外で死亡された方等を除きできません。
利用手続きや使用料のお支払いは通夜飾りを始める前に済ませてください。
- 2 宗教や宗派による利用制限はありません。
- 3 葬儀専用の施設です。葬儀当日の繰り上げ初七日を除き、その他の法要には利用できません。
- 4 1式場で複数の方の葬儀を同時に行うことはできません。
- 5 4件の葬儀を同時に行いますので、他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮願います。

【利用上のご注意】

- 1 葬儀施設では次の行為はできません。他の方の迷惑にならないよう、ご使用願います。
 - (1) 葬儀目的以外の寄付、物品の売買行為。
 - (2) 施設に従事する職員への、金品等心付けの贈与及びそれを誘導する行為。
 - (3) 待合室、会葬者控室、遺族等控室、2階ロビー及び喫茶コーナー以外での飲食。
 - (4) 施設が用意する案内表示以外の、案内看板等の設置。
 - (5) 施設が用意する放送設備以外の、放送設備及び拡声器等の使用（ピンマイク等も含む）。
* 映像設備等をご使用の場合は、使用前日までに斎場担当者と打合せて承認を得てください。
 - (6) 葬儀式場以外での生花、果物等御供養品の設置。ただし、会葬者控室での火葬後に行う儀式で御遺骨への生花、果物等御供養品の設置はかまいません。
 - (7) 敷地内及び施設内の花輪等の設置、提灯類、テント、幕、カーテン等の使用。ただし、葬儀式場内での祭壇飾り付けはかまいません。
 - (8) 花類は式場からの移動中及び炉前では取り外すこと。なお、待合室・会葬者控室に配置することは差し支えありません。
 - (9) 芳名板は、式場入口の壁に平行に付けて設置し、芳名板の回りを花等で飾ること。
 - (10) 施設備付以外の冷暖房器具の使用。
 - (11) 告別ホール、面会室、葬儀式場及び会葬者控室以外でのローソク、線香等火気の使用。
霊安室、葬儀式場及び会葬者控室においても、午後9時～翌朝7時の間は火気の使用はご遠慮ください。
 - (12) 葬儀式場から敷地内だけを通行して火葬施設へ移動するための霊柩自動車の使用。
* 葬儀式場から火葬炉へのお柩の移動は、台車を使用し、建物内の通路を通っていただきます。
 - (13) 施設内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋲、釘等の使用。
* 設備や施設を傷つけた場合は、実費をご負担いただくことがあります。
 - (14) 利用承認施設以外での使用。
 - (15) 式場前及び車寄せ、駐車場で隊列等を組むこと。
- 2 施設外でも、次の行為はしないで下さい。
 - (1) 道路上及び施設石垣樹木への、花輪・葬儀案内看板等の設置。
 - (2) 施設周辺道路での違法駐車。
 - (3) 施設周辺での集団行進や示威行為、また拡声器等の使用。
- 3 読経・讚美歌等については、次のお心遣いをお願いします。
 - (1) 放送設備は使用しないでください。
 - (2) 楽器等は使用しないようにしてください。どうしても必要な場合は、使用日の前日までに斎場担当者と打合せの上、承認を受けてください。（キリスト教等で使用するオルガン等の場合は隣の式場に迷惑がかからない程度の音量で扉を開けて行う場合は認めることがあります。）
- 4 葬儀式場の使用については、次のことをお守りください。
 - (1) 受付で使用手続きを済ませ、斎場担当者と打合せ、各室の鍵等の受け取りをしてからご使用ください。
 - (2) 電気器具を持ち込まれる場合は、3キロワットまでとしてください。
 - (3) 式場前のホールには花や看板など全ての飾り付けはできません。
 - (4) 移動した「いす」は、使用前の状態に戻してください。式場内の「木製いす」は外に出さないでください。
 - (5) 受付用の長机・いす等は式場ホールの一ヶ所にまとめて置いてください。

- (6) ゴミ等は持ち込んだ方の責任で持ち帰ることとしています。片付後は、ゴミ等のないようにしてください。
- (7) 忘れ物のないよう葬儀式場及び使用された場所の見回りをしてください。
- (8) 葬儀関係事業者の担当者は、式場利用終了後、斎場担当者と同行して使用施設の確認をしてください。
なお、原則として、鍵の授受は葬儀関係事業者の方が返還することとし、特別な事情がある場合は、事前に受付に申し出てください。
- (9) 式場利用に伴う柩の搬入は、式場裏搬入口を原則としますが、正装されたご葬家の方が同伴する場合は、式場正面出入口からの搬入も可能です。
- (10) 式場での納棺(ご遺体を棺に納めること)はできません。ご自宅などで納棺できない場合は、柩とご遺体の同時着棺に限り保管室での納棺を認めることもあります。事前に連絡をお願いします。
- (11) 式場内での飲食は一切禁止します。

5 会葬者控室の使用については、次のことにお守りください。

- (1) いすは、1か所に置いてありますので、使用される場合は各自で配置してください。
- (2) 通夜振るまいは、午後9時までに終了するようお願いします。
- (3) 夜間使用後は、飲食物は片付け、机は雑巾拭きをしておいてください。食物等が床に落ちていないように。また仕出料理は、利用日の当日にゴミを含めて持ち帰ってください。
- (4) 取骨後の法要等をするときには、ローソク・線香等火気にご注意願います。仕出料理は、ゴミを含めて持ち帰ってください。
- (5) いす・机は、使用後は元の位置に戻しておいてください。初七日等で使用する場合は、午後4時までとし、使用後は次の方のために、いす・机等は元の位置に戻しておいてください。

6 遺族等控室の使用については、次のことにお守りください。

- (1) 茶葉がなくなりましたら、午後5時までに受付(内線100番)にご連絡下さい。(午後5時以降は夜間受付：内線125番まで)
- (2) 火の元には、十分ご注意ください。
- (3) 盗難、紛失等の責任は負いかねますので、貴重品等の扱いにつきましては、十分ご注意をお願いします。
なお、施設では貴重品のお預かりはしていません。
- (4) 持ち込んだ飲食物の残り物及びゴミ類はすべて持ち帰ってください。

柩 保 管 施 設

葬儀・火葬を行うまでのご遺体を、保冷庫でお預かりします。原則として、納棺(ご遺体を棺に納めること)の上お越しく下さい。

【施設概要】

保 冷 庫	20基	並棺用、冷蔵装置。サイズ 高さ50cm 幅65cm 長さ210cm まで
面 会 室	1室	葬儀・火葬を行うまでの間、ご遺体と面会ができます。ご利用は無料です。 面会は10人程度まで可能です。

【利用申込み等】

当斎場での葬儀・火葬を行わない場合でもご利用になれます。

利用予約は、電話で行えます。火葬予約と同様に保冷庫の予約を行ってください。

使用申請手続きや使用料のお支払いは保冷庫に収める前に済ませてください。時間外の場合は朝午前8時30分以降でかまいません。(火葬許可証等の確認は必要です。)

ご自宅などで納棺できない場合は、柩とご遺体の同時着棺に限り保管室での納棺を認めることもあります。事前に連絡をお願いします。

お柩には必ず故人の氏名を記載した故柩紙を貼ってください。

ご遺体のお預かり、お引取りは午前7時から深夜0時までです。

ご遺体のお手入れ若しくは面会は、午前9時から午後9時までです。

会葬者が10人程度であれば面会室にて火葬時間の15分前から10分程度のお別れ(棺の蓋を開けての)をすることができます。(事前に予約してください。火葬時間毎に2件までとなりますので、できないこともあります。)

【利用上のご注意】

ご遺体は、汚汁漏れ、臭気漏れのないよう措置をし、ご利用願います。

お預かり、面会、お引取りの際には、葬儀社の方は、必ず複数にて来場し立会いをお願いします。(斎場側ではお手伝いできません。)

なお、入庫の際の面会室利用はできません。

人体の一部の場合も、容器にお納めのうえご利用ください。

面会、ドライアイス交換、お手入れ、納棺等の際は、事前に予約の上おいでください。

売 店 ・ 喫 茶 コ ー ナ ー

売店・喫茶コーナーでは、障がい者の雇用や実習を積極的に実施しています。

館内は指定場所(2階南側喫煙ブース)以外では全面禁煙です。ご協力をお願いします。

【施設概要】

売店 (2F)	営業時間 午前9時30分から午後8時30分 自動販売機 (飲料2機、たばこ1機)
喫茶コーナー (2F)	営業時間 午前9時30分から午後6時00分(9時の火葬がある場合は午前9時から) ラストオーダー 飲み物午後5時30分 食べ物午後5時 テーブル47席、カウンター5席

【取扱品目】

1 売店

おつまみ大・小、おにぎり、カップ麺類、菓子類、おしぼり、紙コップ、紙皿、箸、珠数、不祝儀袋、ぼち袋、ライター、ストッキング、カメラ、歯ブラシ、シャンプーセット、筆、ネクタイ、生理用品、風呂敷、飲物(待合室・会葬者控室用)、寝具一式、寝巻一式、朝食弁当(要予約)

2 喫茶コーナー

《飲み物》

コーヒー・紅茶(ホット・アイス)、烏龍茶、緑茶、ジュース、コーラ、梅昆布・昆布茶、日本酒、ビール(中ビン)、ノンアルコールビール

《食べ物》

エビピラフ、カレーライス、チャーハン、スパゲッティ(カルボナーラ、ミートソース)、チーズケーキ、チョコレートケーキ

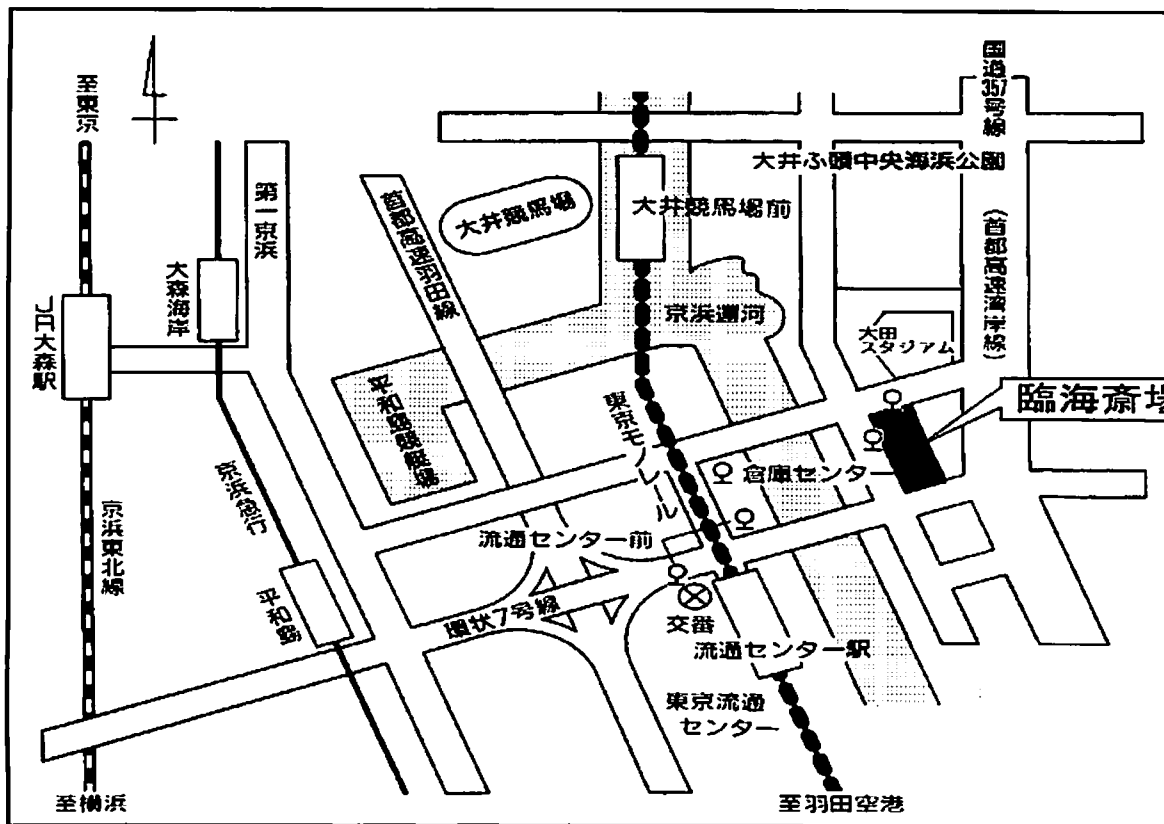
3 授産品コーナー (障がい者の製作物)

多用袋、エコバック、きんちゃく、ブックカバー等

【利用上のご注意】

- 1 喫茶コーナーは、火葬待合室としてご利用いただけますので、持込での飲食も可能です。ただし、食べ物等のゴミは持ち帰りください。
- 2 喫茶コーナーは、セルフサービスとなっております。

案 内 図



交 通 機 関

- 東京モノレール「流通センター」駅下車 徒歩約10分
- JR大森駅から 京急バス
 - (東口) のりば9 大田スタジアム行 (下記時刻表参照)
終点「大田スタジアム」下車 徒歩約1分
 - のりば4 昭和島循環
 - のりば5 京浜島循環・流通センター循環
 - のりば7 大田市場行・城南島循環
 - のりば9 平和島循環
「流通センター前」下車 徒歩約10分
- 京急平和島駅から 京急バス
 - のりば 第一京浜側バス停: 昭和島循環・京浜島循環・流通センター循環
 - 環状七号線側バス停: 大田市場行、城南島循環
「流通センター前」下車 徒歩約10分

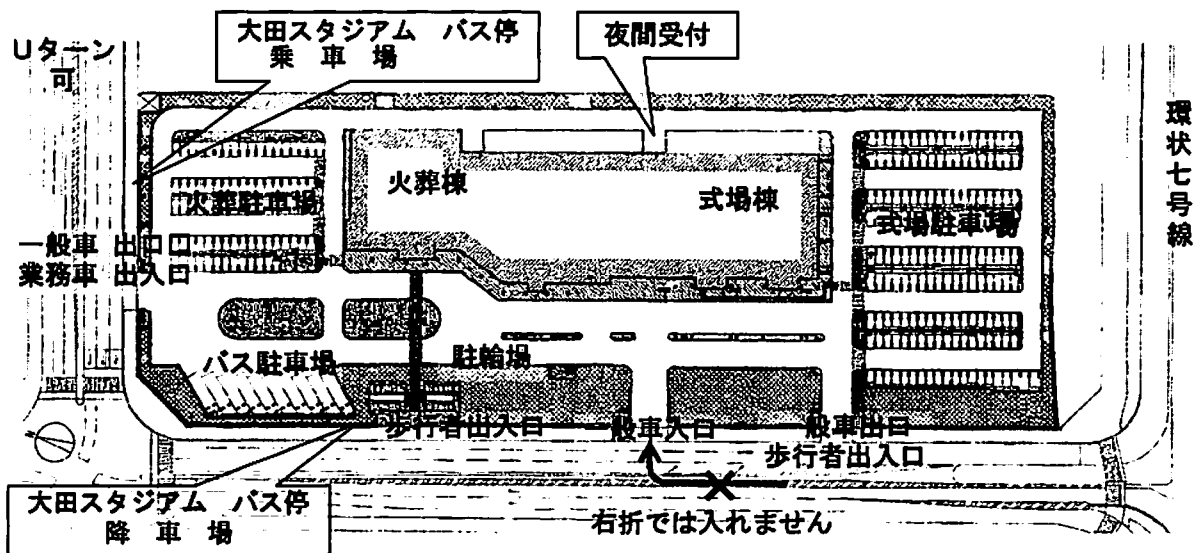
**JR大森駅東口発
(大田スタジアム行)**

時	平日	土日祝
8		30
9	30	05 35
10	00 35	05 35
11	05 35	05 35
12	05 35	05 35
17	15 45	20 50
18	20 50	20 50
19	20 48	20 48
20	17	17

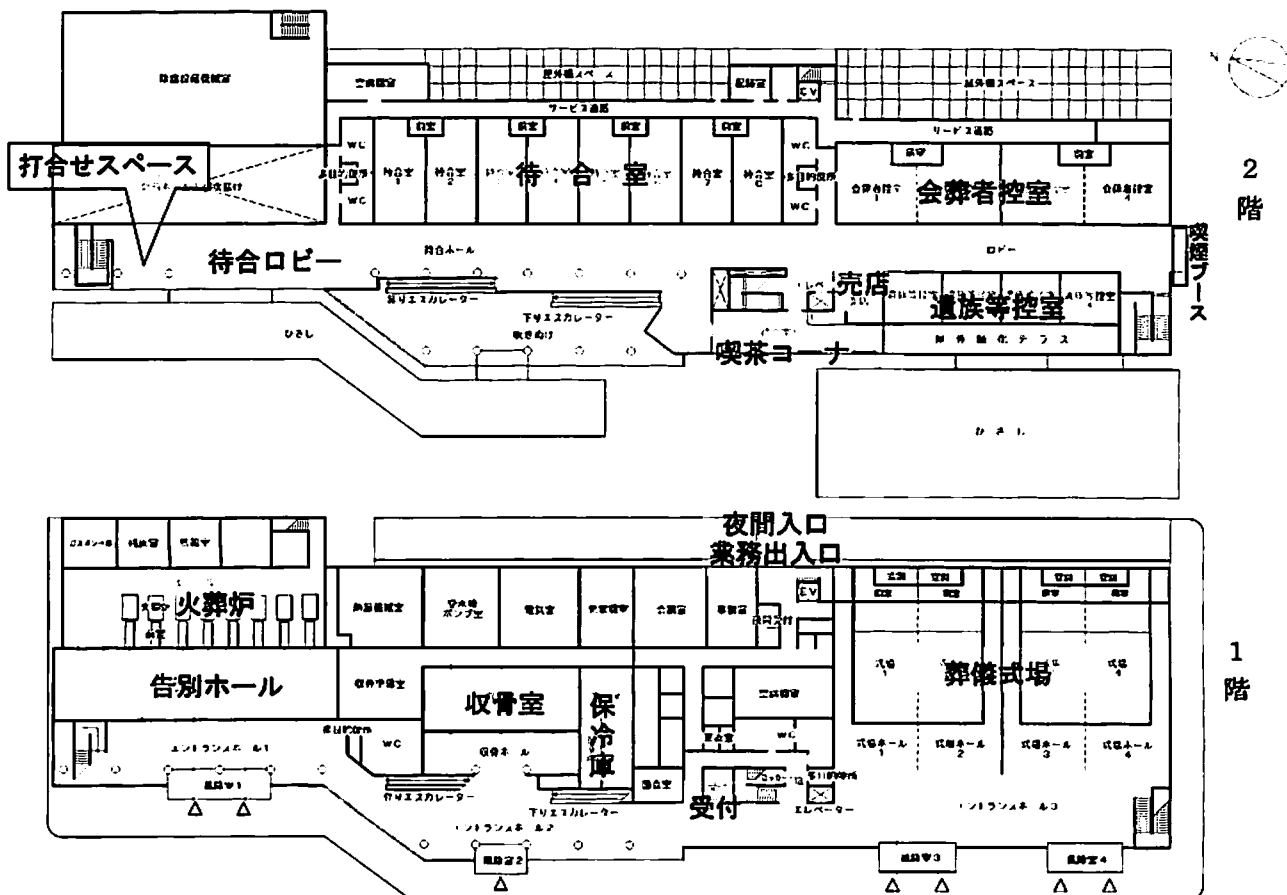
**大田スタジアム[斎場前]発
(JR大森駅東口行)**

時	平日	土日祝
8		43
9	43	18 48
10	13 48	18 48
11	18 48	18 48
12	18 48	18 48
17	28 58	33
18	33	03 33
19	03 33	03 33
20	01 30	01 30

敷地配置図



平面図



使 用 料

(平成 21 年 1 月 1 日改定)

使用料は、施設における使用申請時に、前金にて全額お支払いいただきます。

1 火葬施設

【収骨容器は、無料で提供します】

区 分		組織区住民 (港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)	組織区外住民 (左の 5 区以外)
火 葬 料	12 歳以上	23,000 円	41,000 円
	12 歳未満	14,000 円	25,000 円
	胎 児	6,000 円	11,000 円
	改 葬 遺 骨	12,000 円	22,000 円
	人体の一部	5,000 円	9,000 円
	分 骨	2,000 円	4,000 円
待 合 室		20,000 円	36,000 円

*改葬遺骨は、0.6㎡以内とします。 *人体の一部は、1保管容器に入っている同一人の四肢を1個とします。
*収骨容器は、風呂敷、布カバー付き箱も含み、骨壺には名入れをいたします。不要の場合は予約の際にお知らせください。

*献体は、死亡者の住所地での料金となります。

*骨標本は、組織区外住民の改葬遺骨料金となります。

※火葬(分骨)証明手数料は1通300円になります。

2 葬儀施設

区 分	組織区住民 (港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)	組織区外住民 (左の 5 区以外)
葬 儀 式 場	56,000 円	101,000 円
遺 族 等 控 室	14,000 円	25,000 円
会 葬 者 控 室	30,000 円	54,000 円
合 計	100,000 円	180,000 円

*葬儀式場、会葬者控室を特別な事情により2室つなげて使用するときは、2倍の料金となります。

3 柩保管施設

単 位	組織区住民 (港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)	組織区外住民 (左の 5 区以外)
24 時間ごと (24 時間に満たない場合は 24 時間になります。)	3,000 円	5,000 円

*組織区住民欄を適用するのは、以下の場合です。

- ① 死亡時に港区、品川区、目黒区、大田区及び世田谷区の区域内に住所を有していた方の火葬又は葬儀若しくは柩保管を行う場合。
- ② 火葬又は葬儀を主宰する方(二親等以内の親族に限る。)が、区域内に住所を有する場合。但し、二親等以内の親族でも姓が異なっている場合は、確認のため戸籍抄本(又は謄本)及び住民票(又は運転免許証)の提出をお願いします。
- ③ 外科手術・事故等による四肢の火葬及び柩保管利用者で、区域内に住所を有する場合。
- ④ 組織区が執行する行旅死亡人の火葬又は葬儀若しくは柩保管の場合。

*生活保護を受けている方や行旅死亡人の場合は、組織区内・外の別なく、

火葬料は12歳以上16,000円、12歳未満12,000円、柩保管料は2,000円となります。但し、その際は、事前に証明資料として福祉事務所発行の葬祭証明書(生活保護受給証明書)を提出していただきます。提出なき場合は減額となりません。

火災等の災害を受けられた方の火葬は、減額又は免除になる場合がありますので、ご相談ください。

別記

第1号様式(第3条関係)

臨海斎場使用申請書										
臨海部広域斎場組合管理者 様							年	月	日	
次のとおり臨海斎場の使用を申請します。										
申請者	住所				電話番号					
(使用者)	氏名				死亡者との続柄		()			
死亡者	住所				性別 (死産児の性別)		男・女		死亡時年齢 (妊娠週数)	歳 (週)
	氏名 (父又は母の氏名)				死亡(分娩) 年月日・時間		年 月 日 午前 時 分 午後		死因	法定伝染病 その他
(火葬)	使用年月日				火葬炉区分 通常炉・大型炉			ペースメーカー 有・無		
	使用区分 使用時間区分				年 月 日					
		9時~ 11時	10時~ 12時	11時~ 13時	12時~ 14時	13時~ 15時	14時~ 16時	15時~ 17時	葬儀場所	
火葬時刻									自宅・臨海斎場 その他 ()	
火葬待合室										
(葬儀式場)	使用日				年 月 日					
	使用式場		第1式場	第2式場	第3式場	第4式場	飾付			
葬儀式場									仏式 神式 キリスト式 その他 ()	
遺族等控室										
会葬者控室										
(柩保管)	年 月 日 午前 時~ 午後				年 月 日 午前 時 午後					
参列予定人数等	火葬約 人									
	葬儀式場		約 人		夜間儀式開始時間		時頃から			
	深夜(仮泊)予定		約 人		葬儀式開始時		時頃から			
				火葬後儀式時間		時頃から				
備考		(取扱葬儀社等) 所在 名称 電話番号 担当者氏名 F A X								

注1 死亡者欄は死産の場合、()に読み替えて記入してください。

注2 死亡者欄は人体の一部の場合、該当者に読み替えて記入してください。

注3 火葬の場合は火葬許可証又は改葬許可証を提示してください。

注4 柩保管施設使用の場合は、注3の書類又は医師若しくは警察署長の証明を提示してください。

別記

第4号様式(第7条関係)

臨海斎場使用料減額・免除申請書

年 月 日

臨海部広域斎場組合管理者 様

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

申請者	住所			電話				
(使用者)	氏名			死亡者との続柄	()			
死亡者	住所							
	氏名 (父又は母の氏名)			性別 (死産児の性別)	男・女	死亡時年齢 (妊娠週数)	歳 (週)	
	死亡(分娩) 年月日・時間	年 月 日	午前 午後	時 分	死因	法定伝染病 その他		
施設名	(火葬) 使用日	年 月 日						
	使用時間区分	9時～ 11時	10時～ 12時	11時～ 13時	12時～ 14時	13時～ 15時	14時～ 16時	15時～ 17時
	(柩保管)	年 月 日	午前 午後	時	～	年 月 日	午前 午後	時
減額・免除理由	<p>(1) 組織区が執行する行旅死亡人の火葬等のとき (2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき。 (3) 生活保護法第18条第2項に規定する葬祭を行うものであるとき。 (4) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にあつて、当該災害により死亡したものの葬儀を主宰するとき。 (5) その他管理者が特別の理由があると認めるとき。</p>							
備考								

別記

第7号様式(第13条関係)

火葬(分骨)証明申請書

年 月 日

臨海斎場長 様

申請者

住 所

氏 名

下記内容のとおり、 火葬・焼骨の分骨 を当斎場で行った事実を証明願います。

死 亡 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	死亡年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
火葬許可交付者及び番号		第 号		
火葬・分骨 の別	火葬 ・ 分骨	場 所	東京都大田区東海一丁目3番1号 臨 海 斎 場	
		年月日	年 月 日	火葬執行 午前・午後 時 分執行
死亡者との続柄		申請者は死亡者の		
分骨の埋(収)蔵先 の名称・所在地				
その他事項				